

たはらグローバルシティ推進プラン

2014－2018

グローバルシティとは・・・

「グローバル」とは、地球規模を意味するグローバル（global）と地域を意味するローカル（local）を組み合わせた造語で、「地球規模の視点で考えながら、自分の地域で活動する（think globally, act locally）」という意味を持つ日本発の英語です。

本市の国際化と多文化共生社会の形成を推進し、グローバルな視点とローカルな行動力をもつ人々が集い、働き、学び、そして暮らすまちを目指すため、計画名称に「グローバルシティ」という名称を用いています。

平成 26（2014）年 3 月

愛知県田原市

■目次■

第1章 計画改訂に当たって

1 計画改訂の背景	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 計画の改訂方法	2

第2章 田原市の現状と課題

1 田原市のこれまでの取り組みと課題	3
2 田原市の外国人住民の現状	6

第3章 計画の考え方

1 国際化・多文化共生を推進する意義	12
2 計画目標	12
3 基本方針	13
4 数値目標	13

第4章 施策の展開

1 体系図	14
2 施策の基本方針と基本施策	15
基本方針1：豊かな国際感覚をはぐくむ人づくり	15
基本方針2：誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくり	18
基本方針3：グローバルな産業活動が発展しやすい環境づくり	26

第5章 重点施策

重点施策	28
------------	----

第6章 計画の推進体制

1 推進主体	34
2 推進体制	34

資料編

1 田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議	36
2 計画の策定経過	38
3 国際化・多文化共生に関する団体等へのヒアリング結果の概要	39
4 市内の主な国際交流団体	44
5 姉妹都市・友好都市等との交流の概要	45
6 在留資格一覧	48
7 用語解説	51

用語解説のある言葉は、文中に*印と番号がつけてあります。

第1章 計画改訂に当たって

1 計画改訂の背景

社会経済のグローバル化^{*1}、ボーダレス化^{*2}の進展や外国人住民の増加に伴い、本市では平成21(2009)年2月に市民・市民活動団体、事業者、行政等が協働し国際化を推進していくための具体的な施策の方向性を示すため、「たはらグローバルシティ推進プラン(田原市国際化・多文化共生推進計画)」(以下、「前計画」という。)を策定し、グローバルな視点とローカルな行動力を持つ人々が集い、働き、学び、そして暮らすまちを目指して、国際化・多文化共生を推進する人づくりとまちづくりを進めてきました。

この間、平成20(2008)年9月のリーマンショックによる世界同時不況や平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災などにより、愛知県内の外国人住民数は減少傾向が続いていますが、本市においては、中国をはじめとするアジアの国々からの技能実習生の増加に伴い、外国人住民数は増加傾向にあります。また、一方で本市の外国人宿泊者数は大幅に減少している状況です。

法制度面においては、平成24(2012)年7月に住民基本台帳法の改正により外国人登録制度が廃止され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳に登録されるようになるなど、外国人を一時的な滞在者としてだけでなく、共に暮らす地域住民として認識する視点が求められています。

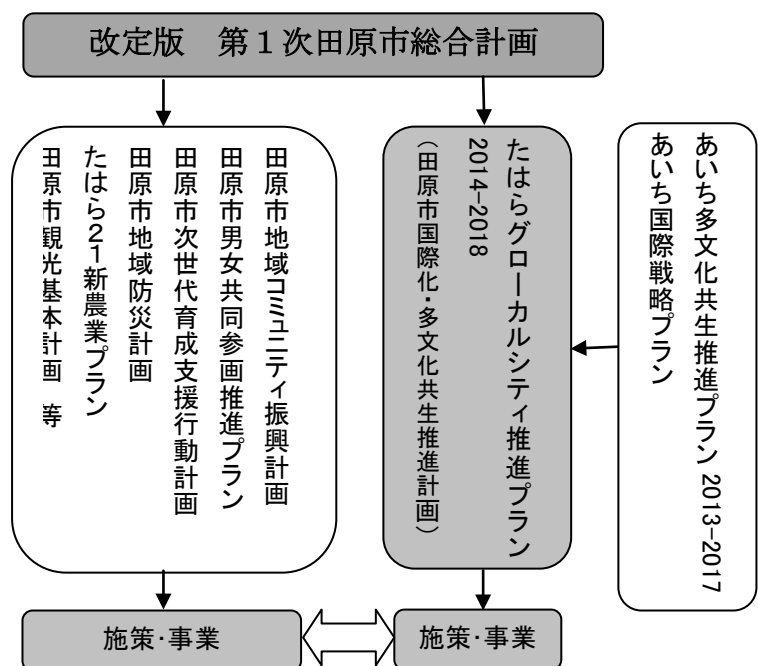
グローバル化の進展や少子高齢化による労働人口の減少を考えると、技能実習生をはじめとする外国人住民は今後も増加するものと予想され、地域において国際化や多文化共生を推進する必要性が高まっています。

平成26(2014)年3月に前計画の期間が満了するに当たり、これまでの取り組みの成果と課題・問題点、外国人住民を取り巻く現状を踏まえ、国際化・多文化共生社会の形成に向けた取り組み内容を改めて見直し、今後の施策展開を明らかにしていくことが求められています。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成25(2013)年に策定した「改定版第1次田原市総合計画」を上位計画とする分野別計画の一つで、行財政分野における「国際化の推進」の方向性に沿った内容であり、他の関連計画とも整合を図っていきます。

また、愛知県が平成25(2013)年3月に策定した「あいち多文化共生推進プラン2013-2017」「あいち国際戦略プラン」を参



考に、本市の実情や特性を踏まえた上で策定しています。

●改定版 第1次田原市総合計画

策定年月	平成 25 (2013) 年 3 月策定
将来像	うるおいと活力のあるガーデンシティ
計画期間	平成 25 (2013) 年度から平成 34 (2022) 年度までの 10 年間
基本理念	みんなが幸福を実現できるまち
施策の大綱	1 市民環境分野 ～みんなで作る美しいまち～ 2 健康福祉分野 ～笑顔とやさしさの満ちあふれるまち～ 3 産業経済分野 ～暮らしを支え、未来を創造するまち～ 4 都市整備分野 ～地域特性を活かした暮らしやすいまち～ 5 教育文化分野 ～ふるさとに学び、人がつなぐ人づくりのまち～ 6 消防防災分野 ～ともに築く安全なまち～ 7 行財政分野 ～協働と連携による健全経営のまち～
国際化に関する事項	分野別計画 7 行財政分野 ≪ 7-1 国際化の推進 ≫ (施策の目指す姿) ・一人ひとりが、地球市民の一員として互いに尊重し合い、地球規模で考えながら、地域から行動を起こすことができる「グローバルシティ」を目指します。 ・多様な国際交流・協力活動を通じて世界と協力・共生し、世界平和の実現に貢献します。

3 計画期間

本計画の期間は、平成 26 (2014) 年度から平成 30 (2018) 年度までの 5 年間とします。なお、期間内にあっても、社会情勢の変化など必要に応じて見直しを行います。

4 計画の改訂方法

本計画の改訂に当たっては、有識者、関係団体の代表者、公募市民等によって構成する「田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議」を設置し、それぞれの立場からご意見をいただきました。

また、各分野の現状と課題、意向を把握するため、市役所の関係部署で組織する「田原市国際化・多文化共生推進計画ワーキンググループ」を設置し、本市の実情に即した提案を行いました。

さらに、計画案についてはパブリックコメントを実施し、広く市民の皆さんからのご意見を反映した計画づくりとなるように努めました。

第2章 田原市の現状と課題

1 田原市のこれまでの取り組みと課題

【これまでの取り組み】

本市では、平成 21（2009）年 2 月に前計画を策定し、4 つの推進施策「1. 多様な交流により豊かな国際感覚をはぐくむ人づくり」「2. 互いを尊重し快適に暮らせる多文化共生のまちづくり」「3. グローバルな産業活動が展開しやすい環境づくり」「4. 市民が主役となる行政との協働関係づくり」に基づき、以下のような取り組みを行ってきました。

推進施策 1：多様な交流により豊かな国際感覚をはぐくむ人づくり

- 国際理解を深めるため、毎年、中学生を姉妹友好都市へ派遣するとともに、姉妹友好都市からの中学生受け入れを行っています。また、特定非営利活動法人たはら国際交流協会（以下、「TIA」という。）において、姉妹友好都市への市民海外派遣を行っています。
- 姉妹都市であるアメリカ・ジョージタウン市にあるジョージタウン大学から ALT（外国語指導助手）の招致を行っています。
- 平成 22（2010）年にはジョージタウン市と姉妹都市提携 20 周年を迎え、双方で記念事業を開催しました。
- ラオス・サイタニー郡に対する農業支援として、サイタニー郡の農業事務所職員を研修生として受け入、バラの栽培技術や土づくりの研修を実施しました。また、現地でのバラの定植支援や栽培指導を行うため、農業専門家をサイタニー郡に派遣するなどラオスのバラ栽培支援を行いました。
- 田原市図書館開館 10 周年記念企画のひとつ、「メッセージ from スコットライブラリー in ジョージタウン」で、市民にもっと姉妹都市のことを知ってもらい、両市、両館の交流の輪が広がるよう、ジョージタウン市にあるスコット郡公立図書館からのお祝いメッセージや写真等の展示を行いました。



<姉妹都市からの中学生受け入れ>



<ジョージタウン市との姉妹都市提携
20 周年記念式典>



<図書館開館 10 周年記念企画>

推進施策 2：互いを尊重し快適に暮らせる多文化共生のまちづくり

- 外国人住民が田原市内で生活する上で知っておくとよい情報をまとめた、「生活ガイドブック」を 6 か国語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、スペイン語）で作成しました。また、多言語によるごみ収集カレンダー（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）や防災マップ（英語、中国語）を作成しました。

- 外国人住民の相談事に対応するため、田原市社会福祉協議会が設置する「心配ごと相談」※³へ多文化ソーシャルワーカー※⁴を配置しています。
- 英語教育の充実のため、市内全小中学校に ALT (外国語指導助手) を派遣しています。また、小学校 5、6 年生の英語活動に英語指導助手を配置しています。
- 転入時に市の概要資料や防災マップ、ごみ収集カレンダー、119 番通報要領等を多言語化した生活情報資料 (ウェルカムキット) ※⁵を配布しています。
- 異なる文化をお互いに理解するため、異文化交流会、多文化研修会、外国語講座などのイベントや講座を開催し、外国人と日本人との交流促進に取り組んでいます。
- 外国人の妊婦や母親を対象にした、「外国人ママの会」※⁶を年 2 回開催しています。



<多言語資料>



<小学校での英語活動>

推進施策 3 : グローバルな産業活動が展開しやすい環境づくり

- 3か国語 (英語、中国語、韓国語) の観光パンフレットを作成しました。
- 豊橋市、田原市、JA 豊橋、JA 愛知みなみで構成された「豊橋田原広域農業推進会議」に参画し、平成 19 (2007) 年から農産物の輸出に取り組んでいます。
- 「ストップ温暖化大賞低炭素杯 2011」への参加や、国内外からの視察受け入れにより、環境先進都市としての取り組みを国内外へ情報発信しています。
- JETRO (独立行政法人日本貿易振興機構) ※⁷が出展する海外見本市等に企業誘致パンフレット、観光パンフレット等を展示し、企業誘致策を展開しました。



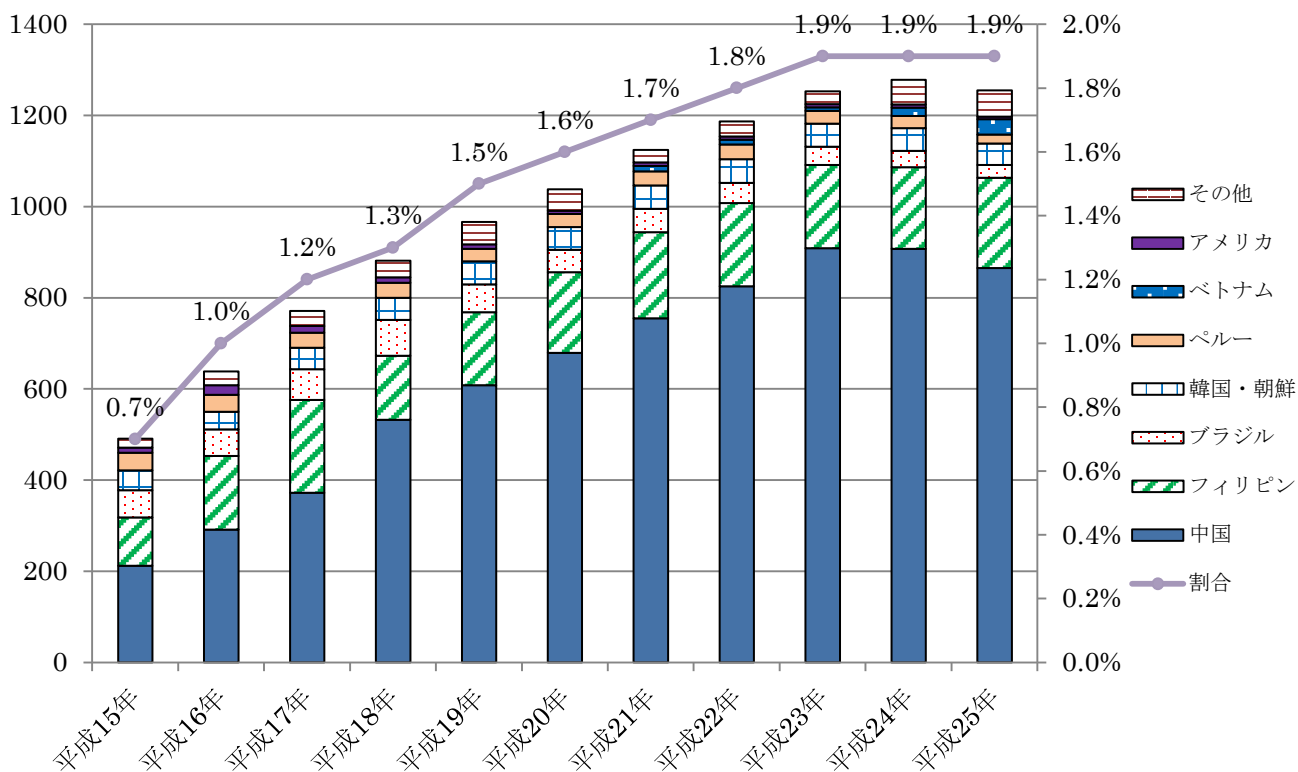
<多言語観光パンフレット>

推進施策 4 : 市民が主役となる行政との協働関係づくり

- 平成 24 (2012) 年度に、外国人への日本語の教え方や、日本語についての知識を学ぶ日本語教室ボランティア養成講座を開催しました。
- 平成 25 (2013) 年度に、たはら国際交流協会は組織体制強化のため法人化を行いました。

2 田原市の外国人住民の現状

(1) 外国人住民数の推移・比率



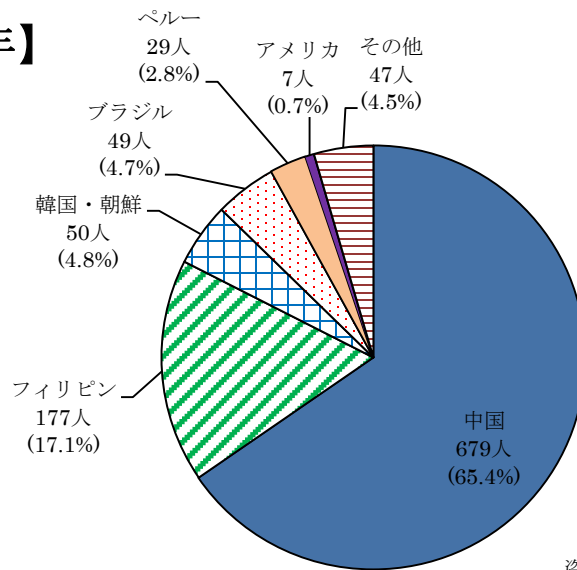
資料：市民課《各年3月31日現在》

※ベトナムは平成20年までは、その他でカウント

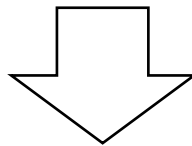
田原市の外国人住民数は平成16(2004)年から増加傾向にあり、平成25(2013)年3月31日現在、1,255人(男220人、女1,035人)で人口の約1.9%を占めており、約52人に1人が外国人住民という割合になっています。平成25(2013)年は若干減少したものの、平成23(2011)年からは、ほぼ横ばい状態が続いています。

(2) 国籍別外国人住民数

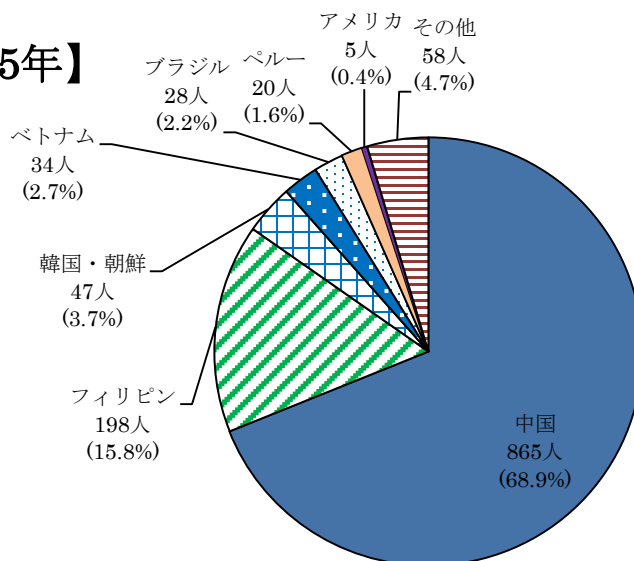
【平成20年】



資料：市民課《平成20年3月31日現在》



【平成25年】



【その他の内訳】

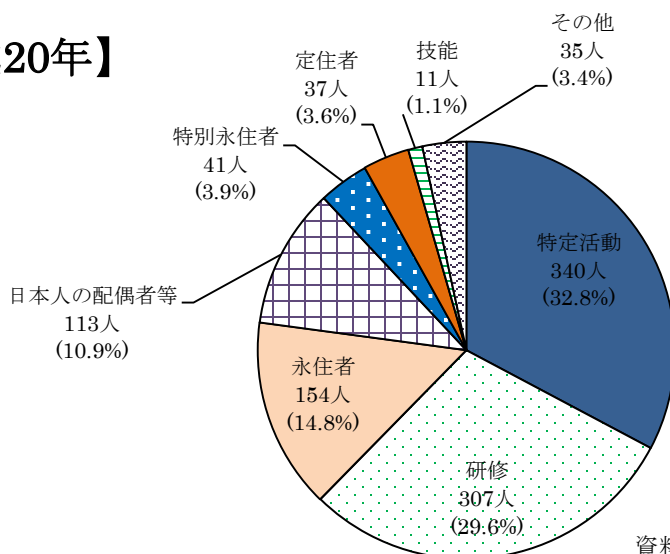
- ・英国1人
- ・タイ15人
- ・インド1人
- ・インドネシア13人
- ・シンガポール1人
- ・バングラデシュ1人
- ・マレーシア1人
- ・台湾1人
- ・フランス2人
- ・ポルトガル1人
- ・イラン1人
- ・モンゴル1人
- ・ネパール19人

資料：市民課《平成25年3月31日現在》

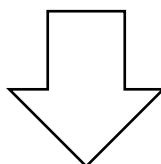
国籍別に見ると、田原市の特徴として、中国が865人と圧倒的に多く、全体の約70%を占めています。次にフィリピン、韓国・朝鮮、ベトナム、ブラジルの順になっています。平成20(2008)年と比較した場合、傾向としては、ベトナムは3倍、中国は1.3倍、フィリピンは1.1倍に増えており、逆にブラジルは減少しています。

(3) 在留資格別外国人住民数

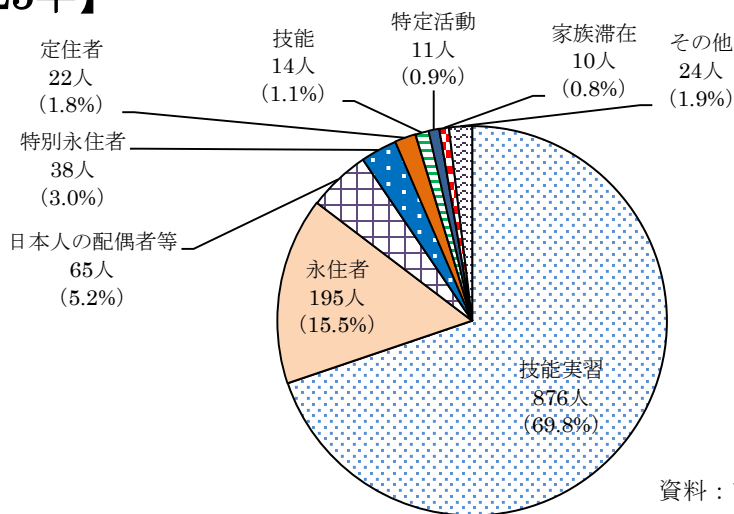
【平成20年】



資料：市民課《平成20年3月31日現在》



【平成25年】



資料：市民課《平成25年3月31日現在》

在留資格^{※8}別に見ると、滞在が最長3年と短期間である技能実習^{※9}が876人と圧倒的に多く、全体の約70%を占めています。また、日本人の配偶者等^{※10}は65人で5.2%、永住者^{※11}195人と特別永住者^{※12}38人の合計は233人で18.5%となっています。平成20(2008)年と比較すると、一定期間で帰国する技能実習の数が増加しています。

※平成22(2010)年7月に新しい研修・技能実習制度^{※13}が施行され、それまで1年目を「研修」、2年目以降を「特定活動」とされていた技能実習制度の在留資格が1年目から「技能実習」となりました。

(4) 在留資格別／国籍別外国人住民数

	中国	フィリピン	ブラジル	韓国 朝鮮	ペルー	ベトナム	米国	その他	合計
永住者	58	80	21	6	20	2	2	6	195
特別永住者	0	0	0	38	0	0	0	0	38
日本人の配偶者等	26	30	2	3	0	0	0	4	65
技能実習	748	56	0	0	0	29	0	43	876
定住者	4	13	4	0	0	0	0	1	22
技能	14	0	0	0	0	0	0	0	14
家族滞在	10	0	0	0	0	0	0	0	10
特定活動	0	10	0	0	0	0	0	1	11
その他	5	9	1	0	0	3	3	3	24
在留資格なし、未取得	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	865	198	28	47	20	34	5	58	1,255

<参考>永住者と非永住者の別

区分	中国	フィリピン	ブラジル	韓国 朝鮮	ペルー	ベトナム	米国	その他	合計
永住者の計	58	80	21	44	20	2	2	6	233
非永住者の計	807	118	7	3	0	32	3	52	1,022
合計	865	198	28	47	20	34	5	58	1,255

資料：市民課《平成25年3月31日現在》

在留資格別／国籍別に見ると、技能実習の中国が748人と全体の60%を占めているのが特徴です。

(5) 校区別外国人住民数・割合

地区	校区	世帯	男	女	計	外国人住民割合 (%)
田原地区 (395人)	六連校区	593 (7)	866 (3)	922 (13)	1,788 (16)	0.9%
	神戸校区	2,375 (69)	3,412 (30)	3,307 (82)	6,719 (112)	1.7%
	大草校区	371 (4)	658 (0)	643 (12)	1,301 (12)	0.9%
	東部校区	1,246 (32)	2,006 (14)	2,059 (34)	4,065 (48)	1.2%
	南部校区	375 (1)	681 (2)	714 (1)	1,395 (3)	0.2%
	童浦校区	2,759 (34)	4,005 (34)	3,007 (27)	7,012 (61)	0.9%
	中部校区	2,626 (37)	3,467 (32)	3,355 (29)	6,822 (61)	0.9%
	野田校区	917 (23)	1,686 (14)	1,686 (17)	3,372 (31)	0.9%
	衣笠校区	2,435 (16)	3,218 (15)	2,736 (36)	5,954 (51)	0.9%
赤羽根地区 (209人)	高松校区	464 (53)	775 (8)	860 (59)	1,635 (67)	4.1%
	赤羽根校区	787 (87)	1,215 (6)	1,296 (96)	2,511 (102)	4.1%
	若戸校区	502 (36)	923 (3)	954 (37)	1,877 (40)	2.1%
渥美地区 (651人)	泉校区	1,218 (179)	1,863 (15)	1,992 (188)	3,855 (203)	5.3%
	清田校区	756 (35)	1,179 (14)	1,218 (25)	2,397 (39)	1.6%
	福江校区	1,431 (121)	2,048 (17)	2,324 (131)	4,372 (148)	3.4%
	中山校区	1,423 (106)	2,337 (1)	2,514 (123)	4,851 (124)	2.6%
	亀山校区	348 (35)	577 (1)	643 (37)	1,220 (38)	3.1%
	伊良湖校区	256 (13)	414 (1)	445 (13)	859 (14)	1.6%
	堀切校区	567 (48)	996 (10)	1,054 (47)	2,050 (57)	2.8%
	和地校区	351 (27)	650 (0)	681 (28)	1,331 (28)	2.1%
		21,800 (963)	32,976 (220)	32,410 (1,035)	65,386 (1,255)	1.9%

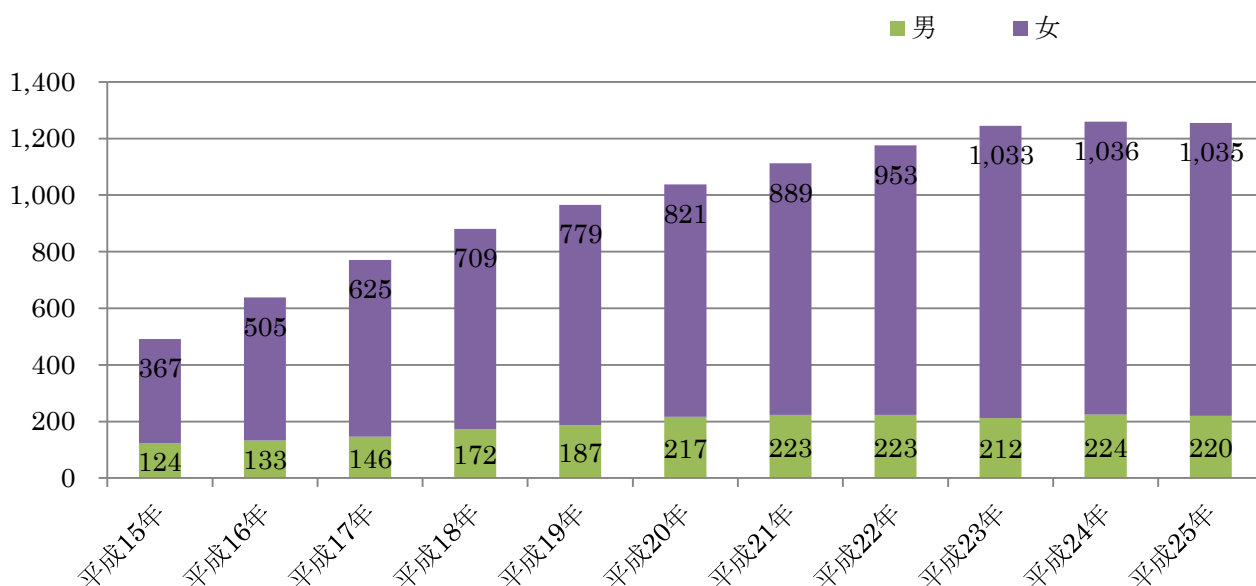
※ () 内は外国人住民数で、内数として表記

資料：市民課《平成25年3月31日現在》

校区別に見ると、泉校区が203人と最も多く、福江校区(148人)、中山校区(124人)、神戸校区(112人)と続き、渥美地区に多くの外国人住民が居住していることがわかります。

校区別の住民の総数における外国人住民の割合は、泉校区が5.3%と最も多く、高松校区・赤羽根校区が4.1%、福江校区が3.4%、亀山校区が3.1%と続いています。

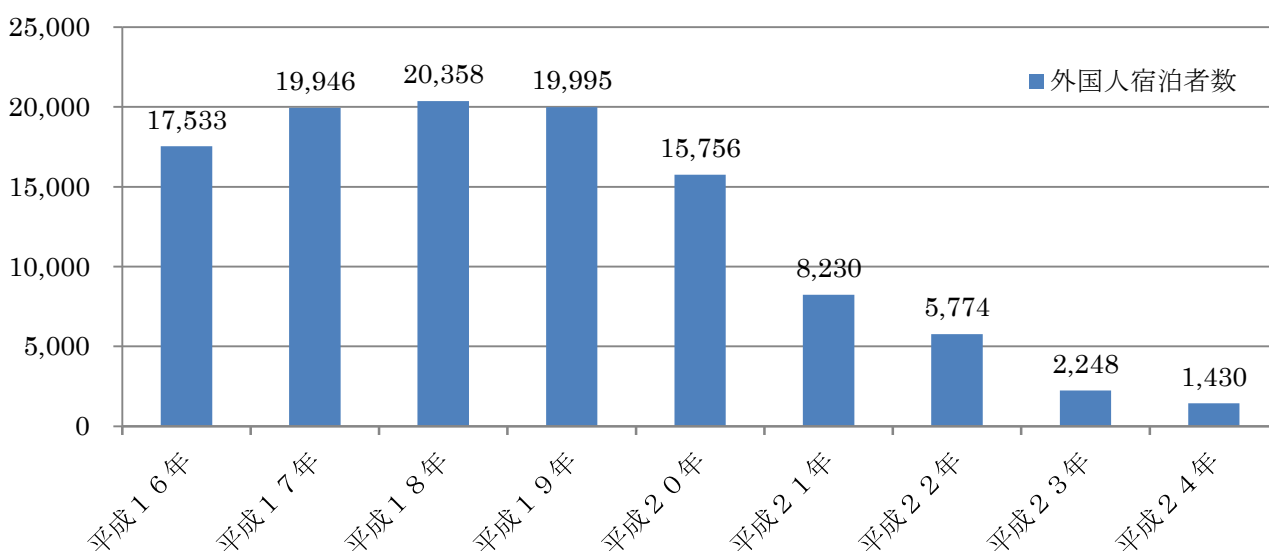
(6) 男女別外国人住民数の推移



資料:市民課《各年3月31日現在》

男女別に見ると、男性に比べ女性が多いことが分かります。特に女性の増加は著しく平成15(2003)年の367人から平成25(2013)年は1,035人と約2.8倍、668人増加しています。

(7) 外国人宿泊者数の推移



資料:商工観光課《各年1月～12月の合計》

外国人宿泊者数は平成18(2006)年をピークに減少傾向にあり、平成21(2009)年以降に、大きく減少しています。

第3章 計画の考え方

1 国際化・多文化共生を推進する意義

(1) 国際感覚豊かな人材の育成

外国との交流により異文化に触れることで、多種多様な価値観や生活習慣の違いを理解し、尊重する開かれた人間性が培われ、グローバルな視野でものごとが考えられる国際感覚豊かな人材の育成につながります。

(2) 住民の異文化理解の向上

国際化や多文化共生のまちづくりを推進することで、地域住民の異文化を理解する感性を育み、共に支え合う関係づくりが進みます。

(3) 連携と協働による地域づくり

行政、関係事業所、市民活動団体等が連携・協働することで、お互いの機能を発揮し合いながら多文化共生のまちづくりを進めていくことにつながります。

(4) 地域の活性化

世界に開かれた地域社会づくりを推進することによって、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済などに刺激と活力を与え、地域の魅力が高まります。

2 計画目標

本市は、農業や商工業に従事する外国からの技能実習生を数多く受け入れているという特徴があり、こうした実習生を含む様々な国の方が田原で働き、暮らしています。

国際化や多文化共生を進めるためには、日本人住民と外国人住民の意識の隔たりを取り除き、お互いの違いを認め合って、地域社会の一員として共に生きていくことが必要です。

また、社会経済のグローバル化が今後一層進む中、国際感覚を持った人材を育て、グローバルな産業活動が展開できる社会環境基盤を整えていくことによって、「人・モノ・情報」が活発に行き交う、世界に開かれたまちを実現していくことが、これまで以上に求められています。

そこで、私たち一人ひとりが、地球市民の一員として互いに尊重し合い、地球規模で考えながら、地域から行動を起こすことができるまち「グローバルシティ」を目指していく姿を明確に表し、そうしたグローバルな視点とローカルな行動力をもつ人々が集い、働き、学び、そして暮らすまちを実現していくため、前計画から引き続き、本計画でも計画目標を

『人と文化が交流する世界に開かれたグローバルシティ』

とし、総合計画で掲げたまちづくりの理念「みんなが幸福を実現できるまち」を目指します。

3 基本方針

計画目標を実現するため、次の3つの基本方針を定め、国際化・多文化共生のまちづくりを進めます。

基本方針1：豊かな国際感覚をはぐくむ人づくり

姉妹・友好都市をはじめ、様々な国や地域との交流を通して、国際感覚豊かな人づくりを推進します。

基本方針2：誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくり

外国人住民が地域の一員として、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

基本方針3：グローバルな産業活動が発展しやすい環境づくり

グローバルな視点を取り入れた産業活動が積極的にできるような社会環境基盤づくりを推進します。

4 数値目標

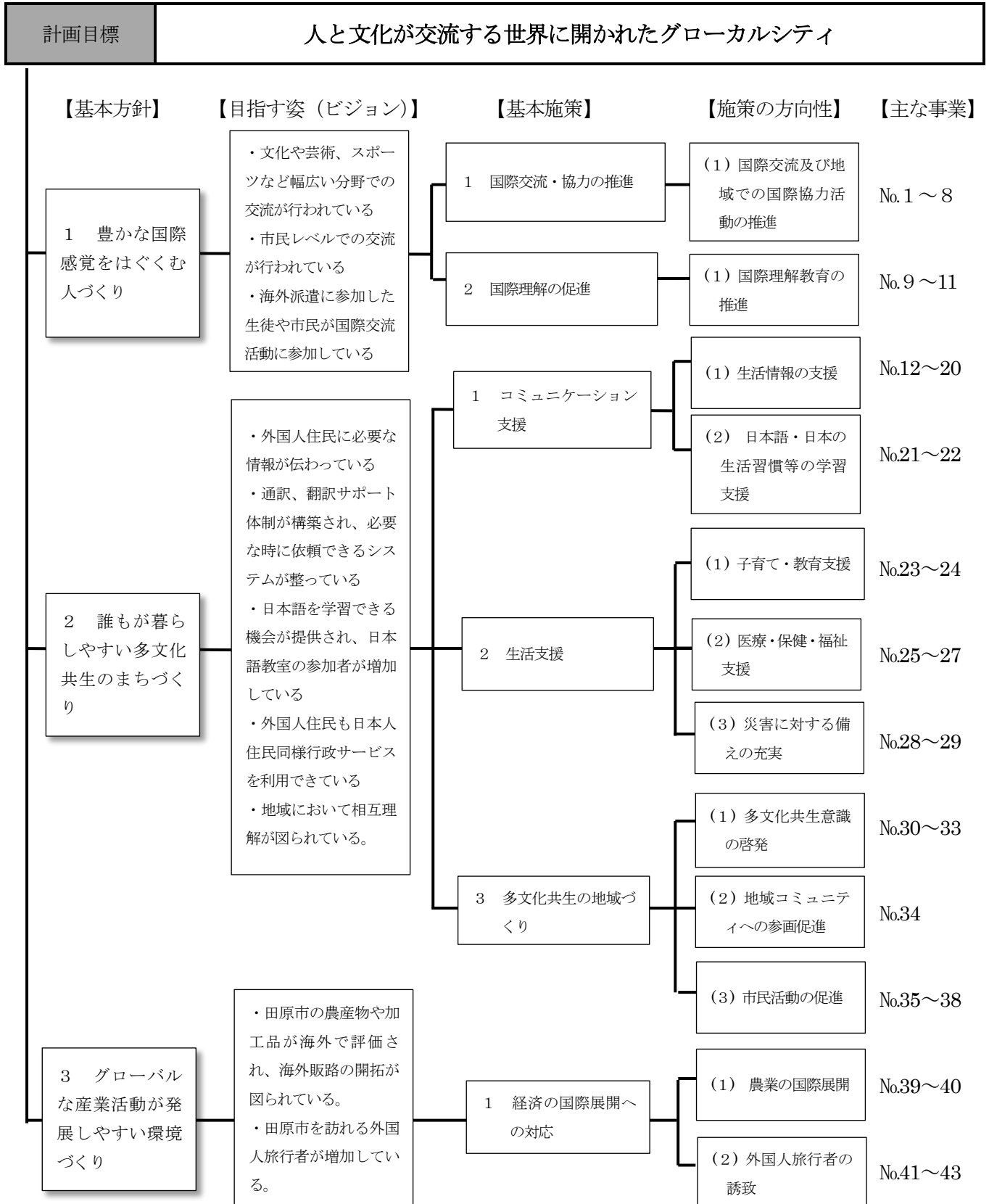
本計画を推進するため、数値目標を設定します。

指標	現状値 【平成24年度】	目標値 【平成30年度】
多文化交流事業参加者数 (国際理解講座、JICA ^{*14} 研修員との交流会、多文化研修会、料理教室等への参加者数)	330人	500人
市ホームページの多言語版アクセス数	—	3,000件
防災訓練に参加している外国人住民の割合	2.7% (平成25年実績)	100%
日本語教室学習者数	57人	120人
日本語教室ボランティア講師の数 (日本語教室で実際に教えているボランティア講師の数)	31人	60人

第4章 施策の展開

1 体系図

計画目標を実現するため、それぞれの基本施策における施策の方向性・主な事業を次のように定めます。



2 施策の基本方針と基本施策

基本方針 1：豊かな国際感覚をはぐくむ人づくり

本市では、姉妹・友好都市、愛知万博のフレンドシップ国をはじめ、多様な国や地域との国際交流・国際協力活動を展開しています。こうした活動を通して、国際感覚豊かな人づくりを推進します。

1 国際交流・協力の推進

(1) 国際交流及び地域での国際協力活動の推進

【現状と課題】

本市では、アメリカジョージタウン市、プリンストン市及びギブソン郡、中国昆山市、韓国銅雀区の3か国4都市と姉妹・友好都市提携し、それぞれの提携の趣旨を踏まえながら交流を深めています。こうした姉妹・友好都市との交流事業は、中・高校生の相互派遣が中心となっており、市民全体への波及効果が少ないことが課題となっています。今後は引き続き今の交流事業を継続させるとともに、新たな分野での交流や市民主体の交流を推進していくことが求められます。

国際協力活動については、昭和63(1988)年度から、毎年JICA(国際協力機構)による各国行政職員の専門研修の受け入れを行っています。また、JICA研修員受け入れ時にはTIAによるホームステイを実施し、日本の暮らしに触れていただいています。今後もJICA等関係機関との連携を図りながら、本市の特性を活かした国際協力活動を推進していくことが求められています。

【方向性】

- ・市民や児童・生徒が異文化に触れ、国際理解を深められるよう、現行の交流事業を継続するとともに、新たな分野での交流や市民活動団体が主体的に取り組む交流活動を推進します。
- ・JICA等と連携し、地域での国際協力を推進します。

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	← 計画対象年度 →						□：事業担当課・ 機関等 ○：連携・協働
			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
1	姉妹友好都市との交流	友好親善及び異文化理解を深めるため、姉妹友好都市との交流を行います。 ※周年事業、相互派遣事業、市民海外派遣など	継続	→	→	→	→	→	□広報秘書課、市民活動団体 ○市民
2	中学生海外派遣事業	直接異文化に触れ、国際理解を深められるよう、今後も中学生の相互派遣を継続して行うとともに、より良い派遣のあり方について検討します。	継続	→	→	→	→	→	□学校教育課 ○学校

No.	主な事業	事業の内容	← 計画対象年度 →						□：事業担当課・ 機関等 ○：連携・協働
			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
3	小中学校の交流事業の充実	絵画や写真等の交換、インターネットによる情報交換等、派遣以外の交流機会を設けます。	継続	→	→	→	→	→	□学校教育課 ○学校
		外国人との触れ合いや、異文化体験を通して、多くの児童生徒が相互理解の大切さを学べるよう、国内における国際交流を実施します。【新規】 ※イングリッシュキャンプ開催			検討	実施	→	→	→
4	文化・スポーツ交流	青少年交流やスポーツ交流等、交流都市との文化・スポーツ分野における自主的な交流活動を支援します。	継続	→	→	→	→	→	□生涯学習課 ○市民活動団体
		海外との食を通じた交流を行います。【新規】		実施	継続	→	→	→	□渥美半島観光ビューロー ○商工観光課
5	国際交流活動のPR	交流活動をPRするため、市ホームページ、広報たはら、新聞等報道機関をより積極的に活用します。	継続	→	→	→	→	→	□広報秘書課
6	海外派遣等の経験を活かし、国際交流・多文化共生事業の推進	海外派遣等の経験がある生徒や市民が成果や経験を活かし、国際交流や多文化共生事業に参加できる機会を提供します。【新規】 ※市内の中学や高校への国際交流活動のPRやボランティアの協力依頼		検討	実施	→	→	→	□市民活動団体、 広報秘書課、 ○学校教育課、学校
7	JICA 研修生受け入れによる国際協力活動	農業分野の研修生受け入れを継続するとともに、本市の特性を活かした国際協力活動を行います。 ※JICA 集団研修「流域水管理に基づくかんがい排水」コース研修員、ODA 研修員受け入れ	継続	→	→	→	→	→	□広報秘書課 ○各課
		ホームステイ等により、日本の暮らしに触れていただく機会を提供します。 ※JICA 研修員受け入れ時のホームステイ実施	継続	→	→	→	→	→	□広報秘書課 ○市民、市民活動団体
8	様々な交流のための連携・協力体制づくり	成章高校とジョージタウンの姉妹校スコット高校、渥美農高とオランダの姉妹校ウェラントン・カレッジの自主的な交流活動を促進するため、生徒の派遣・受け入れを支援します。	継続	→	→	→	→	→	□学校教育課、 広報秘書課 ○学校
		市民活動団体による交流・協力活動を充実するため、団体間の連携と協力による市民交流を支援します。	継続	→	→	→	→	→	□広報秘書課 ○市民活動団体

2 国際理解の促進

(1) 国際理解教育の推進

【現状と課題】

本市では昭和 63（1988）年度から外国語指導助手（ALT）招致事業を実施し、小中学校での英語教育と国際理解教育を実施しています。また、市民の異文化理解や関心を高めるために、外国語講座や異文化紹介イベントなども開催しています。

異文化理解を推進するためには、一人ひとりが異なる文化を理解し、お互いを尊重することが重要であり、市民の国際理解を深めるために外国語や異文化を学習する機会の充実が求められています。

【方向性】

- ・国際感覚を磨き、国際社会に対応できる人材を育成するため、学校教育や生涯学習の場において、外国語や異文化を学ぶ機会を提供します。

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	← 計画対象年度 →						□：事業担当課・ 機関等 ○：連携・協働
			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
9	小中学校の英語教育活動事業	全小中学校に外国語指導助手（ALT）を派遣するとともに、小学校5、6年生の英語活動に英語指導助手を配置し、国際理解につながる学習機会を提供します。	継続	→	→	→	→	→	□学校教育課 ○学校
10	外国語講座の開催	外国語講座を通して、言葉だけでなく異文化に対する理解を深める機会を提供します。	継続	→	→	→	→	→	□市民活動団体
11	異文化を学ぶためのイベントの開催	外国人が講師となり、幅広い年代で参加できるイベントを開催します。	継続	→	→	→	→	→	□市民活動団体、 広報秘書課

基本方針 2 : 誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくり

技能実習生や国際結婚等で本市に暮らしている方々をはじめとする外国人住民が、地域の一員として安心して暮らすことができるよう、多言語や「やさしい日本語」による情報提供や日本語教室の充実など、コミュニケーション支援と生活支援を行います。国際結婚等で本市に暮らしている方々が地域社会に参画しやすい環境づくりを進めるとともに、一定期間で帰国する技能実習生には「田原は第二のふるさと」だと思われるような多文化共生社会の形成を目指します。

1 コミュニケーション支援

(1) 生活情報の支援

【現状と課題】

本市の外国人住民数は 1,255 人 {平成 25 (2013) 年 3 月 31 日現在} で、約 52 人に 1 人が外国人住民となっています。本市では、多言語による外国人向け生活ガイドブックやごみ収集カレンダー、防災マップなどを作成しています。しかし、こういった情報が必ずしもそれを必要とするすべての外国人住民に届いているとは言えません。また、自分に必要な情報を入手することや、手続き方法や制度の内容を理解するのが困難な方もいます。日本語が十分に理解できない外国人住民が、地域社会で生活する上で必要な生活情報を把握し、利用できるよう情報発信をすることが求められています。

【方向性】

- ・外国人住民が生活に必要な情報を簡単に入手し、生活の利便性が向上するよう情報の伝達手段の充実に努めます。
- ・外国人住民が理解できるよう、多言語や「やさしい日本語^{※13} (ルビふり、平易な表現)」による情報提供に努めます。
- ・日本語を母語としない外国人住民のコミュニケーションを支援するため、通訳・翻訳ボランティア制度の構築を図ります。

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	← 計画対象年度 →						□ : 事業担当課・ 機関等 ○ : 協働・連携
			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
12	外国人相談窓口の充実	「心配ごと相談」のほか、市民活動団体と連携した相談窓口の充実を図ります。【拡充】		検討 実施	→	→	→	→	□ 広報秘書課、地域福祉課 ○ 社会福祉協議会、市民活動団体
13	外国人向け生活ガイドブックの作成・配布	外国人向け生活ガイドブックを随時更新し、配布します。 ※年 1 回更新、6 か国語で作成 (英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、スペイン語) 転入時、実習生研修時等に配布。	継続	→	→	→	→	→	□ 広報秘書課 ○ 各課

No.	主な事業	事業の内容	← 計画対象年度 →						□: 事業担当課・ 機関等 ○: 協働・連携
			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
14	市ホームページの多言語化	市ホームページを多言語化し、内容を充実させます。【拡充】 ※現在の3か国語（英語、中国語、韓国語）に加え、外国の方が利用しやすいようニーズに応じた言語を検討・追加します。		検討	実施	→	→	→	□広報秘書課
15	生活情報の多言語化等の推進	生活に必要な市政情報の多言語化や「やさしい日本語」使用を推進するとともに、職員や市民への「やさしい日本語」講座を開催し、啓発を図ります。【拡充】 ※ごみ収集カレンダー：5か国語で作成（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語） ミニ要覧：3か国語で作成（英語、中国語、韓国語）		検討 実施	→	→	→	→	□広報秘書課、 各課
16	公共案内看板等のユニバーサル化の推進	公共案内看板等の多言語表記や図案化表記（ピクトグラム※16等）を推進します。	継続	→	→	→	→	→	□各課、愛知県
17	通訳・翻訳サポート体制の充実	必要に応じて協力が得られるよう、通訳・翻訳サポート制度の構築を図ります。【拡充】		検討	実施	→	→	→	□市民活動団体 ○広報秘書課
18	意見交換会・意識調査の実施 重点施策	外国人住民の現状やニーズ等を把握するため、関係団体等との意見交換会や意識調査を実施します。【新規】		検討 実施	継続	→	→	→	□広報秘書課 ○受け入れ機関、 市民、市民活動団体
19	ウェルカムキットの内容の充実	転入時に配布している「ウェルカムキット（英語、中国語等）」の中身を随時更新して内容の充実を図ります。	継続	→	→	→	→	→	□広報秘書課 ○各課
20	図書館機能の充実 重点施策	異文化交流や情報収集のために、図書館機能を充実させます。【新規】		実施	継続	→	→	→	□図書館

（２）日本語・日本の生活習慣等の学習支援

【現状と課題】

外国人住民は、日本語が十分に理解できないことによるコミュニケーション不足で人間関係に支障が生じる場合があります。TIA やあかばねひらがなの会において日本語教室を開催していますが、スタッフはボランティアであり、実際に活動できる日本語指導スタッフが不足しています。

また、市内に住む 1,255 人の外国人住民の約半数が渥美地区に住んでおり、渥美地区に住む外国人住民の受講が難しい現状にあります。

日本語を学ぶだけでなく、交流や情報交換、日本の生活について学ぶ場としても、日本語教室の役割がますます重要となっています。

【方向性】

- ・外国人住民が地域の中で生活していくために必要な日本語コミュニケーション能力を向上させるため、日本語を学ぶことができる機会を増やし、さらに既存の日本語教室の周知を図ります。
- ・外国人住民が日本語を学ぶ機会を充実するため、日本語を教えるボランティアスタッフの育成に努めます

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	← 計画対象年度 →						□：事業担当課・ 機関等 ○：連携・協働
			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
21	日本語を学習する機会の拡充 重点施策	市民活動団体が開催している日本語教室について、開催場所を増やすなど、外国人住民が参加しやすい環境を整備します。【拡充】		検討	実施	→	→	→	□広報秘書課 ○市民活動団体
		日本語講師等の養成講座及びフォローアップ研修を充実するなど、ボランティアの育成を図ります。【拡充】		検討	実施	→	→	→	□広報秘書課
22	日本社会について学ぶ機会の提供	日本におけるルールやマナー、生活習慣について学べる機会を提供します。 ※生活ガイドブックの配布、技能実習生受け入れ時の研修等	継続	→	→	→	→	→	□広報秘書課、受け入れ機関、市民活動団体

2 生活支援

(1) 子育て・教育支援

【現状と課題】

本市では、外国人の妊婦や母親が地域や家庭の中で孤立することなく、安心して妊娠・出産・育児が行えるよう「外国人ママの会」や、日本の家庭料理を作れるようになり、日本での生活に自信が持てるよう「おうちごはんクラブ」*17を実施しています。

外国人の妊婦や母親が安心して出産や子育てができるようになるためには、言葉の問題や習慣の違いによる不安を解消する必要があります。

また、外国人児童・生徒の中には日常会話はできても、学習言語が十分でないケースがあります。国籍に関わらず、すべての子どもが安心して教育を受けることができる環境づくりが必要であり、日本語指導の必要な児童・生徒の日本語学習支援の充実が求められます。

【方向性】

- ・妊娠・子育てに関する不安を軽減するため、外国籍の親子が集まる機会の提供に努めます。
- ・外国にルーツを持つ児童・生徒が未来へ希望を持ち、その力を日本の地域社会において発揮できるよう、日本語教育の充実を図ります。

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	← 計画対象年度 →						□：事業担当課・ 機関等 ○：連携・協働
			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
23	母子保健の充実による子育て支援	子育て等の情報交換の場を提供します。 ※外国人ママの会、おうちごはんクラブ	継続	→	→	→	→	→	□健康課
		乳幼児健診の通知や各種問診票などの多言語化と、必要に応じた通訳サポートを行います。	継続	→	→	→	→	→	□健康課
		児童養育問題、DV等に対応するため、通訳を伴った個別対応及び県国際交流協会の多言語相談や多文化ソーシャルワーカーとの連携を図ります。	継続	→	→	→	→	→	□子育て支援課 ○愛知県国際交流協会
24	小中学校の就学支援	日本語教育の必要な児童生徒数に応じて、県の「日本語教育適応学級担当教員」を配置します。	継続	→	→	→	→	→	□学校教育課 ○愛知県
		学校や学級からの通知文など、外国人の保護者が理解できるよう、「やさしい日本語」使用を推進します。	継続	→	→	→	→	→	□学校教育課 ○学校

(2) 医療・保健・福祉支援

【現状と課題】

海外から日本に来て不安に感じるものの一つに病気やけがの問題があります。外国人住民が受診する時は、家族や事業主が通訳として同行するケースが多いことから、「特に言葉で困る事はない」との認識ですが、医師に病状を伝えるのが難しく通訳の面では十分とは言えない場合があります。

言葉による障害をなくし、外国人住民も医療・保健・福祉のサービスを適正に受けられるよう、行政サービスの情報提供をする必要があります。

【方向性】

- ・受診時のコミュニケーションや医療制度に関する不安をなくし、安心して医療機関を利用できるように、「あいち医療情報ネット」や「あいち医療通訳システム」の活用を推進します。
- ・多言語や「やさしい日本語」による医療・保健・福祉などに関する情報の提供を図ります。

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	← 計画対象年度 →						□：事業担当課・ 機関等 ○：連携・協働
			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
25	医療・保健サービスにおける情報提供	愛知県の「あいち医療情報ネット」や「あいち医療通訳システム」を活用し、多言語で対応できる医療機関等の情報提供を図ります。	継続	→	→	→	→	→	□健康課、愛知県 ○医療機関
		母子健康手帳や予防接種などに関する情報を多言語や「やさしい日本語」で提供します。	継続	→	→	→	→	→	□健康課

No.	主な事業	事業の内容	← 計画対象年度 →						□：事業担当課・ 機関等 ○：連携・協働
			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
26	生活困窮者への対応の充実	生活保護制度について、多言語や「やさしい日本語」で情報提供します。【新規】		検討	実施	→	→	→	□地域福祉課
27	高齢者・障害者福祉への対応の充実	老人福祉や障害者福祉制度について、多言語や「やさしい日本語」で情報提供します。【新規】 ※福祉の手引きの多言語化等		検討	実施	→	→	→	□地域福祉課

（３）災害に対する備えの充実

【現状と課題】

救急や防災に関しては、実習生の受け入れ機関等の要請を受け、救急講習や防災講習会等を実施しています。また、校区会長及び自主防災会会長を通じて、外国人住民の防災訓練参加への呼びかけを行っています。しかし、雇用主等に情報が伝わらないこともあり、地域の自治会が開催する防災訓練への外国人住民の参加はほとんど見られない状況です。災害発生時に備え、外国人住民が安心して日常生活を送ることができるよう、非常時に対応できる体制づくりが求められています。

【方向性】

- ・いつ起こるかかわからない災害や緊急事態に備え、外国人住民も自分で身を守ることができるよう、また、地域の一員として支援活動等に携わることができるよう、意識啓発と防災訓練への参加促進に取り組みます。

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	← 計画対象年度 →						□：事業担当課・ 機関等 ○：連携・協働
			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
28	緊急・災害時等の情報伝達手段の多言語化等 重点施策	防災マップ、防災関連情報等の多言語化や「やさしい日本語」による情報発信を行います。 ※防災マップ：2か国語で作成（英語、中国語）	継続	→	→	→	→	→	□防災対策課
29	防災意識の啓発 重点施策	自主防災会や事業者等を通じ、外国人住民が地域の防災訓練等に参加できる環境づくりに努めます。【拡充】	検討 実施	→	→	→	→	→	□地域コミュニティ団体、事業者、防災対策課

3 多文化共生の地域づくり

(1) 多文化共生意識の啓発

【現状と課題】

多文化共生の地域づくりを推進していく上では、日本人住民も外国人住民もお互いを理解し認め合うことが大切です。日本の生活に溶け込もうと努力している方に対しては、温かく受け入れる意識を地域社会で広め、また、こうした意識を外国人住民にも知ってもらうことによる相互の信頼関係の構築が求められます。

【方向性】

- ・多文化共生に関する理解と認識を深め、異文化に触れる機会を通して相互理解の促進を図ります。

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	← 計画対象年度 →						□：事業担当課・ 機関等 ○：連携・協働
			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
30	多文化共生 PR イベントの開催	相互理解を図るため、外国人住民と日本人住民が交流できるイベントを開催します。	継続	→	→	→	→	→	□市民活動団体、 広報秘書課
31	多文化共生についての意識啓発	多文化共生意識を啓発するため、多文化共生理解講座等を開催します。	継続	→	→	→	→	→	□広報秘書課
32	地域における多文化共生理解の推進	外国人住民に対する偏見、差別を生まないため、人権啓発活動を行います。	継続	→	→	→	→	→	□地域福祉課、人 権擁護委員
33	技能実習生の受け入れ支援	雇用主への制度周知や労働関係法令に基づく適正な雇用管理により、実習生が安心して技能実習の目的が達成できるよう支援します。	継続	→	→	→	→	→	□受け入れ機関 ○農政課

(2) 地域コミュニティへの参画促進

【現状と課題】

国際結婚等で地域に入ってくる外国人の方々は、家庭の事情や仕事の都合により、一定期間地域に住んでいても、スムーズに地域コミュニティへ参画している方ばかりではありません。このような方々が、少しでも早く地域に溶け込めるように支援していく必要があります。

また、技能実習生は限られた期間の滞在であり、言葉の問題や技能実習の都合により地域の方々との接触は限られているのが現状です。

日本人同士の間柄と同様、技能実習生や国際結婚等で地域に入ってくる外国人の方々との関係においても、お互いのコミュニケーションと社会参画が大切であり、地域コミュニティの一員としてお互いに「顔の見える関係」を築くため、地域活動へ参画しやすい環境を整備することが求められています。

【方向性】

- ・外国人住民と日本人住民との交流の促進を図るため、外国人住民が地域社会に参画しやすい環境づくりを推進します。

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	← 計画対象年度 →						□：事業担当課・ 機関等 ○：連携・協働
			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
34	地域コミュニティにおける 交流機会の創出 重点施策	あいさつ運動を推進します。	継続	→	→	→	→	→	□市民、地域コミュニティ団体
		親睦行事や環境美化活動、自主防災活動など地域行事への参加を促進するための情報提供を行います。	継続	→	→	→	→	→	□市民、地域コミュニティ団体 ○各課

(3) 市民活動の促進

【現状と課題】

市民意識調査では、国際交流（協力）に関するボランティア経験のある方は 4.0%と極端に低い数値となっています。本市の国際化・多文化共生の推進のため、市民・市民活動団体が主体となって活動しやすいよう、行政との役割分担を明確にしながら、協働体制を築いていくことが求められます。

また、行政は市民が主体となれるよう、様々な市民活動団体を育成・支援し、市民公益活動を促進することが求められています。

【方向性】

- ・市民による活動を促進するため、市民・市民活動団体・行政等の役割分担と協働関係を構築します。また、ボランティア登録制度の充実や、海外派遣経験者が各種事業に参加できる機会を提供し、国際交流や多文化共生に携わる人材の育成を図ります。

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	← 計画対象年度 →						□：事業担当課・ 機関等 ○：連携・協働
			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
35	市民活動団体と行政の協働体制の確立	市からの事業委託、自主活動への補助・共催・後援等、お互いの役割を明確にし、行政との協働体制を確立します。	継続	→	→	→	→	→	□広報秘書課 ○市民活動団体
36	企画提案型の補助事業の活用	「市民協働まちづくり事業補助金制度」や（公財）愛知県国際交流協会の「国際交流推進事業費補助金」等の各種補助事業の積極的な活用を図ります。	継続	→	→	→	→	→	□市民、市民活動団体 ○市民協働課、愛知県国際交流協会

No.	主な事業	事業の内容	← 計画対象年度 →						□：事業担当課・ 機関等 ○：連携・協働
			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
37	得意分野を活かしたボランティア登録制度の充実	通訳・翻訳、日本語指導など得意分野を活かしたボランティア登録制度の充実を図ります。【拡充】		検討 実施	→	→	→	→	□市民活動団体 ○広報秘書課
		日本語講師等の養成講座及びフォローアップ研修を充実するなど、ボランティアの育成を図ります。(再掲No.21)【拡充】		検討	実施	→	→	→	□広報秘書課
38	海外派遣等の経験を活かした国際交流・多文化共生事業の推進	海外派遣等の経験がある生徒や市民が成果や経験を活かし、国際交流や多文化共生事業に参加できる機会を提供します。 (再掲No.6)【新規】 ※市内の中学や高校への国際交流活動のPRやボランティアの協力依頼。		検討	実施	→	→	→	□市民活動団体、 広報秘書課 ○学校教育課、学校

基本方針 3 : グローバルな産業活動が発展しやすい環境づくり

農業・観光・商工業など、あらゆる産業活動において、グローバルな視点を取り入れ、この地域で積極的な展開が図られるよう、経済の国際展開のための総合的な社会環境基盤づくりを推進します。

1 経済の国際展開への対応

(1) 農業の国際展開

【現状と課題】

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）や FTA（自由貿易協定）が進む中で、今後の農業はグローバル化が進み、激しい国際競争が予想されます。全国有数の農業産出額を誇る田原市では国の政策と歩調を合わせ、新たな販路として海外への輸出ルートを開拓することが求められます。

その取り組みの一環として、本市では（財）自治体国際化協会シンガポール事務所へ職員を派遣し、現地の食習慣や嗜好、輸送、販売手法等の調査を行っているほか、海外物産展に出展し田原市産農産物に対する現地の人の反応を確かめるなどの取り組みを行っています。

また、本市では中国をはじめとする技能実習生を多く受け入れているという特徴があります。技能実習制度の趣旨を踏まえつつ、実習生が技能実習の目的を達成できるよう支援することが求められています。

【方向性】

- ・（財）自治体国際化協会や豊橋田原広域農業推進会議との連携により、農産物輸出ルートの調査・研究を行います。
- ・実習生が技能実習の目的を達成できるよう、制度の周知や適正な雇用管理による支援を行います。

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	← 計画対象年度 →						□：事業担当課・ 機関等 ○：連携・協働
			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
39	農産物輸出ルートの開拓支援	海外物産展への出展や現地バイヤー招聘等を実施し、農産物の海外展開の調査、研究を行ないます。	実施	継続	→	→	→	→	□農政課 ○豊橋田原広域農業推進会議
40	技能実習生の受け入れ支援	雇用主への制度周知や労働関係法令に基づく適正な雇用管理により、実習生が安心して技能実習の目的が達成できるよう支援します。（再掲No.33）	継続	→	→	→	→	→	□受け入れ機関 ○農政課

(2) 外国人旅行者の誘致

【現状と課題】

日本を訪れる外国人の数は、平成 23（2011）年は東日本大震災の影響で減少しましたが、徐々に回復し平成 24（2012）年は 836 万人でした。

本市においては、ピーク時は 2 万人いた外国人宿泊者が平成 21（2009）年度以降、大幅に

減少しています。

訪日外国人旅行者（インバウンド）だけでなく、日本国内に住む外国人旅行者を受け入れるため、本市の観光資源の魅力を活かすとともに、周辺の魅力ある地域と一体となった広域的な取り組みが求められています。

【方向性】

- ・ 田原市の特性を活かした観光資源の発掘と PR に取り組みます。
- ・ 多言語の観光パンフレットを作成し、海外からの観光客に情報提供を行います。

【施策の展開】

No.	主な事業	事業の内容	← 計画対象年度 →						□：事業担当課・ 機関等 ○：連携・協働
			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
41	観光資源の開発と活用	東三河、昇龍道など広域的な連携により魅力ある観光ルートの開発・PRを行います。	継続	→	→	→	→	→	□広域観光関係組織 ○渥美半島観光ビューロー、商工観光課
		サーフィン世界大会等多様なメディアに情報発信することで、本市の魅力を国内外に PR できる取り組みを支援します。	継続	→	→	→	→	→	□同大会実行委員会 ○渥美半島観光ビューロー、商工観光課
		海外からの修学旅行や研修旅行の誘致を行います【新規】	実施	継続	→	→	→	→	□渥美半島観光ビューロー ○商工観光課
		海外との食を通じた交流を行います。 (再掲No.4)【新規】		実施	継続	→	→	→	□渥美半島観光ビューロー ○商工観光課
42	観光情報ホームページの充実	渥美半島観光ビューローのホームページの多言語対応を行い、情報提供します。	実施	継続	→	→	→	→	□渥美半島観光ビューロー ○商工観光課
43	外国人向け観光パンフレットの作成	多言語版の観光パンフレットを作成します。 ※3か国語で作成：英語、中国語、韓国語	実施	継続	→	→	→	→	□商工観光課

第5章 重点施策

第4章で、計画目標を実現するために取り組む43の主な事業を体系的に取りまとめました。その中でも、とりわけ本市の外国人住民の約7割を占め、最長3年で帰国する技能実習生が「田原は第二のふるさと」と思えるように、また、国際結婚等による永住者の方々が、言葉による意思疎通が十分でないことや母国との生活習慣の違いによる問題などで、地域社会とのつながりが薄れ、孤立することがないようにすることが重要です。

第5章では、このような方々をはじめとするすべての外国人住民が、地域の一員として安心して暮らせる多文化共生の地域づくりのために特に充実させたいものを重点施策として掲げました。

重点施策1 意見交換会・意識調査の実施

重点施策2 図書館機能の充実

重点施策3 日本語を学習する機会の拡充

重点施策4 災害に対する備えの充実

重点施策5 地域コミュニティにおける交流機会の創出

重点施策 1

意見交換会・意識調査の実施（主な事業 18）

本市には、1,255人〔平成25（2013）年3月31日現在〕の外国人住民が生活しています。このような方々が日常生活を送る上で、行政は必要な情報を提供することが重要となりますが、外国人住民が必要としている情報を十分に把握できていないのが現状です。

多文化共生を推進していくためにも、関係機関と連携し外国人住民の生活実態やニーズ等、多文化共生に関する外国人住民と日本人住民の意識等を把握することが必要です。

主な取り組み

- 市、市民活動団体、地域コミュニティ、技能実習生受け入れ機関等との意見交換会を開催し、外国人住民の現状把握に取り組みます。また、情報交換や意見交換を通じて、それぞれの実施主体とのネットワークの充実を図ります。
- 外国人住民意識調査の実施や日本語教室などから、外国人住民が抱えている問題や課題を明らかにするとともに、それらを計画に反映していきます。

目指す姿

関係団体との情報交換や意見交換や外国人住民の意識調査を実施することで、外国人住民のニーズや生活状況を把握し、外国人住民が必要としている支援ができています。

重点施策 2

図書館機能の充実（主な事業 20）

図書館は広く市民に親しまれており、情報拠点として誰でも気軽に立ち寄れる触れ合いの場です。

本市の図書館は、外国人住民も利用しやすいよう、多言語の新聞、雑誌、小説、絵本、CD、DVDなどが充実しています。国境を越えた情報収集や通信の手段として欠かせないインターネットも利用できます。

外国人住民にとって、図書館がそれぞれの母国についての情報や、日本で生活していくために必要な知識や情報を得る場所であると同時に、いつ訪れても快適に利用でき、自分の居場所があると感じることができる居心地のよい場であることが望まれます。また、交流イベントなどに参加できなくても、図書館に来ている外国人住民と日本人住民の交流が自然と図られるような場となることを期待されます。

主な取り組み

○より多くの外国人住民に図書館を利用してもらうため、それぞれの母国語の資料、日本語や日本で暮らしていくために必要な知識を習得するのに役立つ資料の収集・提供に努めます。

○現在、図書館で開催されている既存のイベントを外国人住民が参加しやすくなるものへつなげ、「読み聞かせが好きな方」、「言語に興味がある方」、「子育てをしている方」というように共通点を持った人たちが交流できる機会をつくります。

目指す姿

外国語資料の充実や外国人住民も参加できるイベントの開催により、図書館に来館する外国人住民が増え、人と人とのつながりができ、情報交換などが行われるようになっている。

重点施策3

日本語を学習する機会の拡充（主な事業21）

言葉の壁により、日本人住民とコミュニケーションが円滑に行われなかったり、必要な情報が適切に伝わらないために職場や地域などで問題が生じる場合があります。

田原地区と赤羽根地区では、現在日本語教室が開催されていますが、開催場所が限られているため、遠くて通えない外国人住民が渥美地区に多くいます。

外国人住民が日本人住民とスムーズにコミュニケーションを行い、日本について理解を深めることができるように、日本語を学習しやすい環境づくりが必要です。

主な取り組み

- 市内の外国人住民の約半数が渥美地区に住んでいるため、田原地区や赤羽根地区だけでなく、渥美地区に住む外国人住民にも日本語を学習できる場を提供できるよう、近隣大学などの協力を得て、日本語教室の開催場所や時間帯をより利用しやすいものとするため、日本語教室の増加を図ります。また、既存の日本語教室の周知に努めます。
- 場所・時間等の問題から、日本語教室に通えない外国人住民も多いことから、図書館の日本語学習に関する書籍の充実や、自宅でも日本語の学習ができるよう、インターネット上で公開されている日本語学習コンテンツの紹介、情報提供を行います。
- 地域における日本語教室の拡充を図るため、定期的に日本語ボランティア養成講座やフォローアップ研修を開催するなど、外国人住民に日本語を教える日本語ボランティアのスキルアップを図ります。

目指す姿

日本語教室のスタッフとして活躍する人が増加することで、日本語教室の拡充が図られ、より多くの外国人住民が日本語教室に通えるようになっている。そして、日本語を理解し日本語教室のスタッフ一員として活躍する外国人住民が増えている。

重点施策 4

災害に対する備えの充実（主な事業 28、29）

- 緊急・災害時の情報伝達手段の多言語化等
- 防災意識の啓発

災害時には外国人住民も日本人住民も同じ被災者となり、言葉の壁や習慣の違いから避難所で混乱が生じるかもしれません。また、災害情報の入手が困難となるなど、災害弱者になりやすいという問題があります。一方で、外国人住民が支援活動を行うという事例もあり、災害時に他の要援護者とは異なり、必要な情報が正確に伝われば的確に行動することができ、地域に住む外国人住民が支援者となり得る可能性があります。

近い将来、大規模な災害が予想されている本市において、外国人住民が災害発生時に迅速に対応できるよう、防災意識の啓発や防災訓練が必要です。

また、在住外国人だけでなく外国人旅行者も含めた情報提供や支援体制の整備が重要です。

主な取り組み

- 地域の防災訓練の情報発信方法を考え、技能実習生受け入れ機関や地域コミュニティとの連携により、技能実習生を始めとする外国人住民に対し、地域の防災訓練への参加を促進するための仕組みづくりに取り組みます。
- 災害時に外国人住民に必要な情報が伝わるよう、多言語や「やさしい日本語」による情報提供を行います。

目指す姿

技能実習生受け入れ機関や雇用主を通して、外国人住民に対して防災訓練の情報提供ができるようになることで、地域の防災訓練に参加する外国人住民が増えるなど、防災に対する意識が啓発されている。

重点施策5

地域コミュニティにおける交流機会の創出（主な事業34）

多文化共生を推進していくには、日本人住民の意識啓発とともに、外国人住民が地域の住民としての自覚を持ち、積極的に地域社会へ参画することが大切です。しかし、地域の活動や行事に参加している外国人住民は多くありません。

外国人住民の中には、機会があれば地域に住む日本人住民と交流したいと思っている人もいます。受け入れ側である日本人住民が多文化共生に対する認識を高め、外国人住民が地域活動に参画しやすい環境づくりが必要です。

主な取り組み

- あいさつはコミュニケーションの基本であり、地域における相互理解や「顔の見える関係」を築くきっかけにもなります。そのため、多文化共生の地域づくりの一環として、「あいさつ運動」を推進していきます。
- 機会があれば地域に住む日本人住民と交流したいと思っている外国人住民に対し、地域活動に参画できる機会を提供するため、情報提供の仕組みづくりを図ります。

目指す姿

地域の行事や自治会活動に参画する外国人住民が増え、日本人住民とのコミュニケーションが促進され、相互理解と共生が図られている。

第6章 計画の推進体制

国際化・多文化共生を推進するためには、行政だけでなく、各主体がそれぞれの責任と役割を明確にして、協働により取り組むことが求められます。

1 推進主体

(1) 市民・市民活動団体

地域における人と人との交流を深めていく最も基本的な主体は、市民であり、また市民により構成されている市民活動団体です。国際化や多文化共生を推進するためには、こういった市民活動団体のみならず、市民が積極的に参加し、市民活動団体と協働して活動を行っていくことが望まれます。市民活動団体においては、それぞれの団体が持つ知識や経験、ネットワークを活用し、さらなる活動の拡充を図り、さまざまな活動を展開していくことが期待されます。

(2) 事業者・経済団体

外国人を雇用している企業・事業者は、外国人就労者の人権の尊重と適正な労働・就労環境づくりのため、コンプライアンス（法令等遵守）に努めるとともに、日常生活に関する支援を行うことが求められます。

また、地域社会とのつながりが少なくなりがちな外国人就労者を、地域の行事等に参加させるなど、地域社会とつながるような働きかけを促進することが期待されます。

(3) 市

市は、国際化・多文化共生を推進する主体として、国際化に対応するための都市基盤整備や社会基盤整備を、国・県等と進めるとともに、姉妹友好都市等の交流や国際協力活動、人材の育成、多文化共生社会の形成などに積極的に取り組み、本計画の推進に関する施策を進めていきます。

また、市民、市民活動団体、事業者などとのより良い協働関係を築きながら、市内全体の国際化・多文化共生の総合的な施策の推進を図ります。

文化的背景の異なる外国人住民も地域コミュニティの一員として社会参画できるよう、地域コミュニティとも協働しながら、国際化・多文化共生を通じた魅力あるまちづくりに努めていきます。

2 推進体制

(1) 市民や団体、事業者、関係機関等との連携・協働

外国人住民の生活支援など、多文化共生の地域づくりのための事業の推進や課題解決には、市民や市民活動団体、関係する事業者等との連携が重要な役割を持ちます。

そのため、本計画に基づく事業の推進に当たっては、市民、学校、市民活動団体、事業者、行政など様々な主体と協力・連携しながら協働で取り組みます。

(2) 施策の進行管理

市役所内で組織する「田原市国際化・多文化共生推進計画ワーキング・グループ」を活用し、毎年度、各部署が実施する国際化・多文化共生に関する事業の把握と進捗状況の確認を行い、本

計画の着実な推進を図ります。

(3) 定期的な意見交換会と意識調査

外国人住民のニーズや課題を共有するため、関係機関との意見交換会や外国人に関する市民意識調査を定期的実施することを検討します。

— 資料編 —

■ 目次 ■

1	田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議	36
2	計画の策定経過	38
3	国際化・多文化共生に関する団体等へのヒアリング結果の概要	39
4	市内の主な国際交流団体	44
5	姉妹都市・友好都市等との交流の概要	45
6	在留資格一覧	48
7	用語解説	51

1 田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議

(1) 田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 田原市国際化・多文化共生推進計画の改訂に当たり、有識者及び市民団体等から意見を求めるため、田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 田原市国際化・多文化共生推進計画改訂のための検討に関すること。
- (2) その他、会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 国際交流・多文化共生関係団体推薦者
- (3) 事業者によって構成する団体の関係者
- (4) 公募市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 会議の庶務は、政策推進部広報秘書課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月21日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日をもって廃止する。
- 3 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(2) 検討会議委員名簿

●委員

(敬称略：50音順)

	氏名	役職等	備考
1	浅野 良太	伊良湖ビューホテル 総支配人	
2	池上 重弘	静岡文化芸術大学 教務部長	会長
3	石川 仁	特定非営利活動法人たはら国際交流協会 事務局長	
4	伊東 利勝	愛知大学 文学部長	
5	籠橋 謙	愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室 室長	
6	小久保 昌彦	和地校区コミュニティ協議会 会長	副会長
7	斉藤 教子	市民公募（あかばねひらがなの会 副代表）	
8	藤目 弥生	主任児童委員	
9	山内 真由美	市民公募（あかばねひらがなの会 会員）	
10	山本 明子	田原市教育委員会 委員	
11	吉田 裕一	愛知みなみ農業協同組合総合企画部組合員広報課 課長	
12	渡邊 長一	（有）マルト化学工業 代表取締役社長	
13	渡会 美加子	市民公募（特定非営利活動法人たはら国際交流協会 会員）	

●事務局

1	横田 直之	政策推進部 部長
2	水鳥 敏子	広報秘書課 課長
3	伊藤 英洋	広報秘書課 主査
4	畠 薫	広報秘書課 主任
5	矢口 美英	政策推進課 主幹

2 計画の策定経過

年 月 日	内 容
平成 25 年 6 月 24 日	第 1 回庁内ワーキンググループ会議
8 月 5 日	第 1 回田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議 (1) 会長の互選 (2) 田原市国際化・多文化共生推進計画改訂スケジュールについて (3) 田原市の現状について (4) 田原市国際化・多文化共生推進計画の考え方について
10 月 18 日	第 2 回庁内ワーキンググループ会議
11 月 5 日	第 2 回田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議 (1) 第 1 回検討会議議事要旨について (2) 田原市国際化・多文化共生推進計画（一次素案）について
平成 26 年 1 月 10 日	第 3 回庁内ワーキンググループ会議
1 月 21 日	第 3 回田原市国際化・多文化共生推進計画検討会議 (1) 第 2 回検討会議議事要旨について (2) 田原市国際化・多文化共生推進計画（二次素案）について
2 月 13 日 ～3 月 14 日	パブリックコメント

3 国際化・多文化共生に関する団体等へのヒアリング結果の概要

市民活動団体（日本語教室等）

ヒアリング団体

- NPO 法人たはら国際交流協会（T I A）
- あかばねひらがなの会

現状と課題

○日本語教室運営上の課題

- ・現在、日本語教室は NPO 法人たはら国際交流協会とあかばねひらがなの会のみで行われている。市内に住む外国人住民の約半数が渥美地区に住んでおり、その人たちの受講が難しい。
- ・講師は一般のボランティアのため、日本語指導のノウハウがなく、指導に苦慮することもある。日本語教室の受講生は国もレベルも様々であり、教室形式で教えるのではなく、個々で対応しているが、時には受講生の数に対してスタッフが不足することもある。

○地域における課題

- ・相互の理解不足により、誤解が生じることがある。
- ・外国人登録制度が廃止になり、地域に住む外国人住民も同じ地域の住民として捉えるようになって、今なお外国人住民に対する人権的な配慮は乏しいと感じる。
- ・外国人女性配偶者たちは、自分の子どもが保育園等へ入学した当初は、顔見知りでない日本人との日本語の会話に戸惑い、母親同士の会話の中に入り込みにくい。

○その他

- ・田原に住む外国人住民が自立して生活できるような支援が必要。
- ・外国人女性配偶者の中には、仕事や介護等のみとなっている人もいるため、家庭内でのライフワークバランスを整える事が必要。
- ・家庭内でも外国人女性配偶者には、言葉の壁や文化の違いによって、各種の情報が的確に伝わらない場合がある。
- ・家族のために一生懸命料理を作っても、食文化の違いもあり、好み合わない場合もある。

市への要望

- ・外国人住民にとって分かりやすい情報の提供。（生活ガイドブックなどの冊子もあるが、実際にそれを読んで自分に必要な情報を探したり、理解できる人は少ない。）
- ・インターネット等を活用した市のサービス等の情報提供。
- ・日本語教室のスタッフ勉強会やボランティア養成講座等の開催。

技能実習生受入機関

技能実習制度は、最長 3 年の期間において、技能実習生が雇用関係の下、日本の産業・職業上の技能等の修得・習熟をすることを内容とする制度で、技能実習生は、労働基準法に順じた賃金等の取り扱いが義務付けられている。

ヒアリング団体

●JA愛知みなみ

渥美地区で平成6年に開始し、現在3地区で146戸の農家が約300人の技能実習生の受け入れをしている。(平成25年3月末)

ここ数年で、受け入れ農家数は増加。酪農・花き(菊)が多い。最近ではトマトも増えてきている。

●渥美商工会

平成20年に開始し、これまでに約80人の技能実習生を受入れている。(平成25年3月末)

平成24年度まではすべて中国(江蘇省、陝西(せんせい)省)の送り出し機関だったが、事業所からの要望もあり平成25年7月に初めてベトナムから3名の技能実習生を受け入れる。

現状と課題

- ・日本語教室の情報を知らない。また、知っていても時間や開催場所により参加するのが難しいことがある。
- ・事業主の意識の問題で、仕事さえできればそれでいいと言う人もいるし、日本語を理解してうまくコミュニケーションができるようになって欲しいと思う人もいる。
- ・文化の違いが大きく、お互いに良いイメージを持っていない部分がある。相互理解が必要。
- ・日本語が理解できず、コミュニケーションができないために事業主との人間関係がうまくいかない場合がある。
- ・実習生は1年もしくは3年で帰国するため、地域の人たちと関わっていきこうという感覚は薄いと思われる。

今後の展望

- ・今後も、技能実習生の受け入れを継続していく。
- ・中国だけでなく、ベトナムからの技能実習生も今後は受け入れていく予定。

市への要望

- ・実習生が悩み事を相談できるような場所を提供して欲しい。
- ・ごみの出し方等、実習生でもわかりやすいものを作って配布して欲しい。

外国人(在住者・実習生・旅行者)への対応

ヒアリング団体

●田原警察署、渥美病院、校区代表者、市内ホテル、実習生雇用主

現状と課題

- ・外国人住民が日本の生活様式に慣れ、結果としてトラブルは減少している。
- ・地域に住む外国人女性配偶者が、実習生のサポートをしているケースもある。
- ・実習生が増えるにつれ、3年目の実習生が1年目の実習生に教えるといったローテーションができている。
- ・警察では、外国人住民によるトラブルを認知した場合は、同じような事案が再び起こらない

よう当事者にトラブルの原因や理由を説明し再発防止を図っている。

- ・警察では、実習生を対象にした防犯・交通安全教室を実施している。(J A・商工会からの依頼による)
- ・他市などでは日系のネットワークがあり、情報交換をしているところがあるが、同じ国の人が集まって何か活動しようといったことは田原市ではないと思われる。
- ・実習生や外国人女性配偶者の受診の際は、雇用主・家族等、日本語が分かる人が同行するため、病院では特に困った事例はないが、通訳の面ですべてがうまくいっているとは言えない部分もある。
- ・外国人住民の料金未納はなし。
- ・校区に住む実習生は、会うと挨拶をしてくれる。校区の人も実習生に声をかけるなど、お互いに声掛けをするよう心がけている。
- ・実習生の中には技能実習として日本に来るだけでなく、日本にいる間に日本語能力試験1級を取り、母国で通訳をするなど、次の仕事につながっているケースもある。
- ・たはら国際交流協会の情報が入ってこない。実習生も知らないと思われる。知っていたとしても田原まで行くのは少し距離があって難しい。
- ・市内に宿泊する外国人観光客のほとんどが夕方遅くに到着し、朝早く出発するという感じで、市内を観光するというイメージではない。
- ・ネットエージェントへの宿泊プランの登録をもう少し積極的に行っていけば、外国人宿泊客が増えるのではないかと思うが、現状はまだそこまでいけていない状態。

今後の展望

- ・校区に住む実習生も行事に参加できるよう、情報提供をしていきたい。
- ・今後もインバウンド(訪日外国人旅行)の受け入れを継続していく。
- ・アジアからの観光客は少しずつ回復してくると思っている。
- ・昇龍道プロジェクト(ドラゴンルート)に乗じて、うまくPRしていきたい。

市への要望

- ・インターネットやウェブによる積極的な市の広報活動。
- ・田原市の目玉となる観光スポットのPR。市のアピールポイントとして、いちご狩りやメロン狩り等は田原市にとって大きな産業の一つであり、農家が連携して取り入れるといいのではないか。果物狩りは海外の人も受け入れやすい。

国際交流活動(高等学校)

渥美農高は、オランダのウェラントカレッジと平成9年に姉妹校提携をし、相互訪問で平成24年度までに約500人が往来している。訪問時には両校の生徒が農業実習やホームステイを体験するなど、農業と教育の分野での特色ある交流を展開している。

ヒアリング団体

●渥美農高

オランダ王国ウェラントカレッジとの交流事業

- ・平成9年姉妹校提携し、平成10年から相互派遣・受け入れ(毎年10人前後)

- ・平成 24 年度までに約 500 人が往来（農高から 207 人、オランダから 288 人）
- ・派遣事業に参加しない生徒へも交流成果を共有させるため、報告書作成、報告会の開催を実施している。

現状と課題

- ・ヨーロッパの経済状況悪化により、相互交流が難しい状況にある。
- ・年に数名は卒業後に海外の技術を学ぶために海外で研修をするなど、国際的に活躍しようとする生徒がいる。交流事業に参加することで生徒の国際化に関する意識は確実に変わっており、地元でその成果を活かすことができている。
- ・オランダは施設園芸の先進国であり、オランダとの交流にはこだわっている。

今後の展望

- ・9割以上の生徒が地元に残り働くことを考えると、この事業はとても意義のあるものであり、今後も交流事業は続ける方針。

その他

ヒアリング団体等

●食生活改善推進員（外国人ママの会、おうちごはんクラブ）

【外国人ママの会】

- ・年 2 回、田原福祉センターにおいて、外国人の妊婦や母親を対象とした交流会を開催し、地域や家庭の中で孤立することなく、妊娠・出産・育児を安心して行えるよう支援する（田原市が主催）

【おうちごはんクラブ】

- ・年 4 回、外国人の母親が日本の家庭料理を作れるようになり、家族に美味しい食事を提供できるよう支援する。（田原市が食生活改善推進員に委託し、田原福祉センターにおいて行っている事業）

現状と課題

- ・以前は渥美地区と田原地区で開催していたが、現在は田原地区のみで開催しているため、渥美地区の参加者が減少した。
- ・参加者がほぼ固定してしまっている。
- ・外国人女性配偶者が、このような集まりに参加できるよう、家族の理解が必要となっている。
- ・子育ての相談が出来る人が近所にいない。また、日本と自国との習慣の違いに戸惑いを感じる人が多い。
- ・出身国が少数の方が参加しにくい。

●外国人住民

現状と課題

（外国人女性配偶者）

- ・正社員として働きたいと思っているが働く場所がない。
- ・長い間日本に住んでいるが、地域活動には参加したことがない。

- ・子供達が成長していくにつれ、学校からのプリントが読めないという問題が生じる。(漢字が読めない。)

(実習生)

- ・防災に関して、不安を持っている。
- ・日本語が理解できず、コミュニケーションが困難なことがある。
- ・機会があれば、近くに住む日本人と交流したいと思っている。
- ・特に問題は感じていない。今に満足している。
- ・日本語は、工作中やテレビから覚えている。
- ・インターネットを使って、家族と連絡をとっている。
- ・田原市は海や山がとてもきれいであり、人も優しい。もし、また日本に来る機会があったら田原に来たいと思う。
- ・仕事が休みの日は同じ時期に日本に来た実習生と会ったり、家で日本語を勉強したりしている。

【幸せを感じる時】

- ・インターネットで母国の家族と話をしていて、家族の笑顔を見たとき。
- ・みんなと一緒に日本語教室で勉強しているとき。
- ・日本に来た時は言葉がわからず、挫折しそうになったが、日本語が少しずつ理解できるようになった時とても嬉しかった。そして、もっと頑張ろうと思える。

4 市内の主な国際交流団体

団体名	運営体制等
特定非営利活動法人 たはら国際交流協会	<p>【活動場所】 田原文化会館 特定非営利活動法人たはら国際交流協会事務局</p> <p>【開館時間】 火～日曜日 10:00～17:00</p> <p>【活動目的】 国際化時代に対応し、会員のボランティア活動を通して地域住民の国際交流及び意識の高揚を図る。</p> <p>【設立】 平成 25 年 10 月 1 日 (昭和 61 年 3 月に田原国際交流研究所が発足。たはら国際交流連絡協議会を経て、平成 2 年 4 月 20 日にたはら国際交流協会設立。平成 25 年 10 月に特定非営利活動法人たはら国際交流協会として新たにスタート。)</p> <p>【主な事業】 市民海外派遣、国際理解講座、語学講座、料理教室、機関紙発行、ホームステイ受入、イベント開催、日本語教室等</p> <p>●日本語教室 田原文化会館にて毎週金曜日と日曜日に開催。 講師は、協会会員及び一般ボランティア</p>
あかばね・ひらがなの会	<p>【活動目的】 日本語能力の向上を目指すとともに、地域に根付いた生活支援の場を提供する。(悩みや困りごとがある時に仲間と共に語り合える場)</p> <p>【設立】 平成 18 年</p> <p>【主な事業】 日本語教室・中国語教室(平成 18 年～)、機関紙発行等</p> <p>●日本語教室 赤羽根福祉センターで第 2・4 土曜日に開催。また、文化教室を第 3 日曜日に赤羽根市民館で開催。 講師は元学校関係者、介護福祉士、主婦等。</p>

5 姉妹都市・友好都市等との交流の概要

○米国ケンタッキー州ジョージタウン市

【提携日】姉妹都市提携：平成2年4月20日

【提携書】「田原町とジョージタウン市は両市町の友好親善を深め 併せて日本国とアメリカ合衆国両国の友好関係の促進に寄与することを念願し ここに両市町が姉妹都市として提携することを協約します」

【主な事業】中学生海外交流事業（海外派遣及び受入）、英語指導助手(A L T)招聘事業（ジョージタウン大学からA L T招致）、たはら国際交流協会の市民海外派遣、田原風保存会のジョージタウン市カイトフェスティバル参加、フレンドシップ・キルターズ交流（パッチワークキルトを通じた民間交流）、成章高校のスコット高校との姉妹校提携（海外派遣及び受入等）、ジョージタウン大学入学田原市奨学金制度、図書館交流、平成12年：提携10周年記念事業、平成22年：提携20周年記念事業、平成4年：町職員ジョージタウン市派遣

○米国インディアナ州プリンストン市及びギブソン郡

【提携日】友好都市提携：平成14年8月8日

【提携書】「本国愛知県田原町とアメリカ合衆国インディアナ州ギブソン郡及びプリンストン市は、地域住民が友好的な交流を永続する友好都市を宣言する。
友好都市は、子供や学生の教育、文化、工業、経済などの面で友情に満ちた交流を行うことによって、両地域の発展、日本とアメリカの両国民の友好関係、更には世界の平和に貢献することを目的とし、また、この関係が全世界に広がることを期待する。
私たちは、地域住民団体が実施する友好都市の目的を達成するための活動を相互に支援することを誓い、地域住民の相互交流を最も期待する。」

【主な事業】中学生海外交流事業（海外派遣）、たはら国際交流協会の市民海外派遣



○中国江蘇省昆山市

【提携日】友好都市提携：平成 17 年 10 月 19 日

【提携書】「日本国愛知県田原市と中華人民共和国江蘇省昆山市は、両市市民が相互理解と友情を深め、末長い友好交流を推進するため、協議の結果、赤羽根町と昆山市の友好交流の覚書（平成 5 年 5 月 14 日）を改めここに友好都市提携を行うものである。両市は、平等互恵に基づいて、両市及び民間の友好交流を積極的に展開し、教育・文化・産業・行政など、多方面の分野に交流と協力が広がることを目指すものである。本提携の趣旨は、交流を通じて、両市市民の友情が深まり、日中両国の友好の絆を強めて、世界平和と繁栄に貢献することにある。」

【主な事業】中学生海外交流事業（海外派遣及び受入）、たはら国際交流協会の市民海外派遣

○大韓民国ソウル特別市銅雀区

【提携日】姉妹都市提携：平成 18 年 11 月 14 日

【提携書】「日本国愛知県田原市と大韓民国ソウル特別市銅雀区は、両自治体間の国際交流をより深めるために姉妹都市として協定を締結する。田原市と銅雀区は、教育、文化、産業、行政など幅広い分野の交流を通じて相互理解と信頼を深め、相互の発展と繁栄を図るとともに、日韓両国の友好関係の促進を目指すものである。」

【主な事業】田原日韓親善協会による交流活動、たはら国際交流協会の市民海外派遣

○ラオス・ヴィエンチャン特別市サイタニー郡

【提携年】平成 17 年度愛知万博フレンドシップ国：平成 18 年 4 月協議確認書

- 【協議書】
- 1 将来の相互協力に向かって、サイタニー郡代表団と田原市代表団との打ち合わせ議事を記録するため、双方は打合せ議事録を作成し、賛同と署名を求めて相互に送付することに同意した。
 - 2 交流事業における基本事項
 - (1) 将来にわたり継続する交流とするため、当面の間（3年間程度）において、交流プロジェクトの検討を行うものとする。
 - (2) 交流事業の検討に際しては、田原市・サイタニー郡の住民の相互理解と友好交流を目指すものとするが、当面、農業、教育の2部門における人材育成を主目的とした交流事業を前提に検討を行う。
 - (3) 友好提携については、交流事業を行う中で、各市・郡の住民の相互理解を進め、交流事業に対する住民理解を得た段階で検討するものとする。

【主な事業】農業研修生(農業事務所職員)受入、たはら国際交流協会の市民海外派遣・絵本を届ける運動

平成 19 年度～22 年度：教育事務所研修受入、教育事務所建設支援、専門家派遣（農業栽培技術指導）

※バラ栽培支援に関しては、現在はわからないことや困ったことの問い合わせが報告書として届けば、それに対しての指示事項を返信するという支援をしている。



6 在留資格一覧 (出入国管理及び難民認定法第2条の2, 第19条関係)

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）	外資系企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（この表の教授の項、投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授の項、芸術の項、報道の項、投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。）	通訳、デザイナー、私企業の語学教師等
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の投資・経営の項に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機等の操縦者、貴金属等の加工職人等
技能実習	<p>1号ーイ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む）</p> <p>1号ーロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動</p> <p>2号ーイ 1号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>2号ーロ 1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）</p>	技能実習生

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（この留学の項から研修の項までに掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校等の学生
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動（この表の技能実習1号及び留学の項に掲げる活動を除く。）	研修生
家族滞在	この表の教授から文化活動までの在留資格をもつて在留する者（技能実習を除く。）又はこの表の留学の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	高度研究者、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補等

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	インドシナ難民、日系3世、中国残留邦人等

7 用語解説

※1 グローバル化 (1 頁)

政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

※2 ボーダレス化 (1 頁)

企業の事業展開が国境を越えて世界規模に広がり、国籍が意味をなさないほど活動の場が国際的に広がっている現象。

※3 心配ごと相談 (4 頁)

市からの委託により、社会福祉法人田原市社会福祉協議会が開催する無料の相談所。相談員は、弁護士、司法書士、行政相談委員、民生児童委員、人権擁護委員、家庭相談員等が務めている。相談受付は予約制で、原則として田原地区は第1・第3水曜日、赤羽根地区は第2水曜日の午後1時から4時まで、渥美地区は第1・第3火曜日の午後1時30分から4時まで開催している。

※4 多文化ソーシャルワーカー (4 頁)

外国人が自分の文化と異なる環境で生活することにより生じる心理的・社会的な問題に対して、外国人本人、家族、グループ、コミュニティに働きかけることにより、相談から解決まで一貫した支援を行う人材のこと。

※5 ウェルカムキット (4 頁)

市の概要資料や防災マップ、ゴミカレンダー、119番通報要領等を、英語や中国語等の多言語化した生活情報資料のことで、本市の市民課窓口にて転入者に配布している。

※6 外国人ママの会 (4 頁)

外国人の妊婦や母親が地域や家庭の中で安心して妊娠・出産・育児が行われるよう支援を行うもの。

※7 JETRO (Japan External Trade Organization) (4 頁)

日本と海外の企業の円滑な貿易の進展を目的として、1958年に設立された独立行政法人日本貿易振興機構のこと。海外のビジネスに関する情報やサービスの提供、展示会やビジネスのマッチング、海外企業の日本誘致、中小企業の輸出などの支援をしている。

※8 在留資格 (8 頁)

外国人が日本に入国する際に、入国が許可される要件の一つとして、その外国人が日本で行おうとする活動の観点から類型化して、入国管理局及び難民認定法に定められた資格。現在は、計27種類の在留資格が定められている。

※9 技能実習 (8 頁)

日本の公の機関もしくは私企業等の機関に受け入れて行う技術・技能または知識を習得する活動。

※10 日本人の配偶者等 (8 頁)

日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者に対して与えられる在留資格。

※¹¹ **永住者** (8 頁)

法務大臣が永住を認める者に与えられる在留資格で、在留期間に制限がない。

※¹² **特別永住者** (8 頁)

「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた在留資格。第二次世界大戦以前から日本に住み、昭和 27 (1952) 年サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾・朝鮮半島出身者とその子孫を対象としている。在留期間に制限がない。

※¹³ **技能実習制度** (8 頁)

技能実習制度は、開発途上国への国際協力・国際貢献を目的として、経済発展・産業振興の担い手となる人材を育成するため、先進国の進んだ技能・技術・知識などの修得を支援する制度。技能実習生は、雇用関係の下、日本の産業・職業上の技能等の習得・習熟をすることができる。在留資格は「技能実習」で、在留期間は最長 3 年。

※¹⁴ **JICA** (Japan International Cooperation Agency) (13 頁)

開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする独立行政法人国際協力機構のこと。主な業務内容としては、開発途上国への技術協力、研修員受入れ、専門家派遣、技術協力のための人材の養成及び確保などを行っている。

※¹⁵ **やさしい日本語** (18 頁)

普段使われている言葉を外国人にもわかるように配慮した、簡単な日本語のこと。災害時、外国人にどうやって情報を伝えるかという目的で考え出されたもの。やさしい日本語は、高齢者や若年者にも分かりやすい表現とされ、さまざまな場面に応用されている。

例) 「高台避難」⇒「高いところに逃げて」

※¹⁶ **ピクトグラム** (19 頁)

「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、非常口やトイレの標示、道路標識など、さまざまな指示や注意を文字のかわりにイラストによって表したもの。

※¹⁷ **おうちごはんクラブ** (20 頁)

外国人の母親が日本の家庭料理を作れるようになり、家族においしい食事を提供できるよう支援を行うもの。

たはらグローバルシティ推進プラン

2014-2018

平成 26 (2014) 年 3 月

愛知県 田原市

政策推進部広報秘書課

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1

TEL : 0531-22-0138 FAX : 0531-23-1691

HP : <http://www.city.tahara.aichi.jp/>